

第 26 回（令和 6 年度） 技術発表会開催要綱

令和 6 年 3 月 22 日（金）決定
技 術 委 員 会

1. 開催の概要、日程について

- (1) 技術発表会開催の目的
技術発表会事例応募要綱 参照。
- (2) 日 時
令和 6 年 10 月 30 日（水）
午後 1 時から概ね午後 5 時まで
- (3) 開催場所
ソニックシティ 小ホール
埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5
- (4) 事例募集期間
技術発表会事例応募要綱 参照。

2. 事例の募集・作成基準について

- (1) 事例の応募方法・原稿作成基準について
技術発表会的事例応募方法・原稿作成基準については、技術発表会事例応募要綱とする。
- (2) 様式・記入例について
事例様式は、事例応募様式とする。
記入例については、事例記入例とする。
- (3) 技術発表会ホームページについて
当協会ホームページ内に技術発表会に関するページを設け、応募様式・原稿作成基準・開催までの流れ等を掲載する。

3. 技術発表会開催までの主な業務

- (1) 技術発表会開催までの業務

技術発表会開催まで、以下の流れで実務を行う。

- | | | |
|---------------|----------|-------|
| ①第 1 次審査 | ②第 2 次審査 | ③最終審査 |
| ④事例見直し・事例写真送付 | ⑤リハーサル | |

①1 次審査

技術発表会プロジェクトチームにより、全ての事例について、事例の評価

を行う。

②2次審査

技術発表会プロジェクトチームにより、1次審査による評価を基に順位を付け、発表候補事例を選定する。

③最終審査

技術委員が出席の上、2次審査で選定された事例につき、総合評価を行い、発表事例を決定する。

発表事例に選ばれた企業に対しては、事務局が速やかに連絡する。

④事例見直し・事例写真送付

技術発表会プロジェクトチームにて、応募事例について見直しを行う。

事例応募のあった企業に対し、事例現場写真の送付を要請する。

⑤リハーサル

技術発表会プロジェクトチームが出席の上、土木・建築ごと個別に発表リハーサルを行う。

(2) 事例の審査について

応募のあった事例については、技術発表会プロジェクトチームにて審査を行う。なお、評価基準については、技術発表会事例審査基準に従う。

なお、各審査方法及び出席者は、前述『技術発表会開催までの主な業務』に従う。

(3) リハーサルについて

発表事例決定後、リハーサルを行う。

①発表用原稿の作成について

リハーサル前に発表用原稿を作成する。以下の基準で作成すること。

- ・発表用原稿は、Microsoft PowerPoint（最新版）を使用して作成する。
- ・発表用原稿は、個別リハーサル前に協会事務局までデータ送付する（データ送付方法については、事例応募方法と同様とする）。

②発表事例の修正

発表に選定された事例は、4枚にまとめる。3枚以下の事例については、事例集作成前に修正の上、リハーサル前に協会事務局に再提出する。

③リハーサル後の修正

リハーサルにて提起された改善点を参考に、発表用原稿を修正する。修正稿は本番前に協会事務局まで送付する。

(4) 発表について

①発表時間について

10分程度とする。

- ②発表事例数について
当年度は、土木7事例・建築5事例とする。
- ③発表方法について
事例の発表は、ノートパソコンとプロジェクターを使用し、会場の大型スクリーンに映像をリアルに映し出し、効果的な発表を行う。
- ④質問について
各事例発表後に質疑応答を設ける。
- ⑤アンケートについて
今後の技術発表会に反映させるため、技術発表会アンケートにより実施する。
なお、回収率を高めるため、休憩時間等において司会者から出席者に対して、アンケートへの協力を呼びかける。

4. その他

- (1) 技術発表会事例集について
発表会の配付資料として、事例集を作成し当日会場で配布する。
また、作成にあたり前年度において県・国で優秀工事事例として表彰された事例は、事例集に掲載し紹介する。
- (2) PRコーナーの設置
会場にPRコーナーを設置する。応募事例に係る現場写真のパネル展示、及び工法資料の配布等を行う。なお、資料配付を行う場合は、事前に当協会事務局に申し込む。なお、当日の設営は、技術発表会プロジェクトチームの協力を得て行う。

5. 来賓・開催案内について

- (1) 来賓
国土交通省大宮国道事務所長・埼玉県土整備部長を来賓として迎え、挨拶を頂戴する。(予定)
- (2) 会員への案内
事務局より、各会員企業に案内・ポスター等を協会だより等に同封して送付し、来場を呼びかける。また、協会ホームページの『技術発表会』会員専用ページを活用し、周知を図る。
- (3) 官公庁・各自治体への案内
官公庁・各自治体の関連各所に開催案内を送付し、来場を呼びかける。
- (4) 大学等への案内
埼玉県内の土木・建築関係学科を持つ大学に対し、案内・ポスター等を送付・持参し、教員・学生の来場を呼びかける。具体的な方法、担当については、技術委員会で検討する。

(5) 一般への案内

協会ホームページの『技術発表会』の一般公開情報として、開催日程等を明記し、広く一般に宣伝する。

6. 後援・協賛について

国土交通省関東地方整備局及び埼玉県の後援並びに埼玉県市長会、埼玉県町村会の協賛を得て実施する。(予定)